相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県加美郡加美町字南小路一八番地、最後の住所宮城県加美郡加美町字南小路一番地　被相続人　亡　黒田　亭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十六日

事務所仙台市青葉区片平一丁目一番六ネオハイツ片平六〇二号片平法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　敏宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市花見川区幕張本郷三丁目一六番地の一、最後の住所千葉市花見川区幕張本郷三丁目一六番七号　被相続人　亡　酒井　齊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十六日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉六階B室　日名子・東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　東　耕三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県浦安市入船二丁目二四番、最後の住所千葉県浦安市高洲六丁目一番九―九〇七号潮音の街　被相続人　亡　浅田　大助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十六日

千葉県市川市市川南一―九―二三京葉住設市川ビル五階　弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横溝　昇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一七一番地、最後の住所横浜市緑区三保町八八〇番地フォーシーズンズヴィラそよかぜ　被相続人　亡　関井　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目一六番七号ピュア虎ノ門ビル三階

相続財産管理人　弁護士　小西　輝子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市若林区荒町一八二番地、最後の住所神奈川県秦野市千村四九七番地の一　寿湘ヶ丘老人ホーム　被相続人　亡　大坊　なつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十六日

神奈川県足柄下郡湯河原町土肥一丁目一〇―二、選任時の住所神奈川県足柄下郡湯河原町門川四九七―五

相続財産管理人　弁護士　林　服子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区荏原二丁目三三六番地、最後の住所川崎市宮前区犬蔵二丁目三三番一号ヒルデモアたまプラーザ・ビレッジⅠ

被相続人　亡　小澤　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十六日

川崎市幸区幸町一丁目七七三番地ウエストコート二〇一

相続財産管理人　弁護士　橋本　尚子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市早田東町三丁目五〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　川岸　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十六日

事務所岐阜市七軒町二五番地苅谷ビル二階

相続財産管理人　弁護士　堀部　俊治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市守口町三丁目二〇番地一、最後の住所岐阜市守口町三丁目二〇番地一クレールＩＣＨＩＫＡＷＡ二〇二号室

被相続人　亡　松原　陽介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十六日

事務所岐阜市天神町一番地の二

相続財産管理人　弁護士　廣瀬　英雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市城北町六番地、最後の住所静岡県富士宮市小泉六三〇番地

被相続人　亡　望月　寛治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十六日

静岡県富士市中央町一丁目一〇―一一富士ビル四階北　塩谷知一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　塩谷　知一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市福島区海老江四丁目一七四番地、最後の住所大阪市淀川区西宮原二丁目五番三一―四〇五号　被相続人　亡　川田　光彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十六日

大阪市北区西天満一丁目二番五号大阪ＪＡビル一二階

相続財産管理人　弁護士　本間　拓洋

第16期決算公告

平成25年4月16日

東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番8号

株式会社オートサーバー

代表取締役社長　安達　正純

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,487
	固定資産	503
	合計	3,990
負債及び純資産の部	流動負債	1,997
	固定負債	86
	株主資本	1,906
	資本金	424
	利益剰余金	1,481
	利益準備金	90
	その他利益剰余金	1,391
	（うち当期純利益）	(441)
	合計	3,990

第19期決算公告　平成25年4月16日

東京都港区元赤坂一丁目2番3号

サンリーブ株式会社

代表取締役　保美　光宏

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,558,274
	固定資産	40,547
	合計	1,598,822
負債及び純資産の部	流動負債	1,307,040
	株主資本	291,781
	資本金	20,000
	利益剰余金	271,781
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	266,781
	（うち当期純利益）	(51,561)
	合計	1,598,822

第37期決算公告　平成25年4月16日

東京都港区六本木一丁目5番1号

住友成泉株式会社

取締役社長　屋代　榮

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	306
	固定資産	4,867
	資産合計	5,174
負債及び純資産の部	流動負債	704
	固定負債	1,614
	株主資本	2,855
	資本金	480
	資本剰余金	48
	その他資本剰余金	48
	利益剰余金	2,326
	利益準備金	51
	その他利益剰余金	2,275
	（うち当期純利益）	(180)
	負債・純資産合計	5,174